

**富士宮市建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）の
委託に係る入札参加資格申請書提出要領
《令和6・7年度定期受付（新規・更新）》**

- 1 受付期間** 令和6年1月10日（水）から令和6年2月29日（木）まで
- 2 提出方法** 郵送受付（令和6年2月29日（木）必着）
- 3 提出場所** 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地
富士宮市役所4階 契約管理課契約係
電話 0544-22-1121（直通）
- 4 申請資格** (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定の欠格事項に該当しないこと。
(2) 申請日において、引き続き2年以上営業を行っていること。
(3) 法律上必要とする登録等を有していること。
- 5 有効期間** 2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
- 6 提出部数** 1部
- 7 提出書類** 別紙「提出書類一覧表兼チェックリスト」のとおり
- 8 電子入札登録番号の交付について** 平成20年度以降の入札は電子入札で執行しております。登録番号未交付の方には、入札参加資格申請時に登録番号を交付いたしますので、「電子入札利用者登録番号交付申請書」を提出してください。郵送提出の場合は、受付票返送用の84円分の切手を貼付した返信用封筒に、簡易書留料金の350円分の切手を追加で貼付したものを同封してください。持参する場合は、以下のものをお持ちのうえ、代表者又は社員等が来庁してください。
(1) 受領する方が会社の社員であることを確認できるもの（保険証、社員証等）
(2) 受領する方が本人であることを確認できるもの（免許証等写真入りの身分証）
※ 登録番号の交付は、申請者の代表者及び社員等に限り、代理人（行政書士）には交付できませんので、郵送提出の場合は返信用封筒の宛名を申請者にしてください。
- 9 その他（申請後、必要な事項）** (1) 名称、所在地、代表者等に変更があったときは、すみやかに入札参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）（富士宮市独自様式・第10号様式）を提出してください。
(2) 市内業者は、市税完納証明書を令和7年2月14日から2月28日までに提出してください。

《問い合わせ先》

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所総務部 契約管理課 契約係
電話 (0544)22-1121（直通） Fax (0544)22-1142

提出書類一覧表兼チェックリスト

●書類はすべてA4縦サイズとし、番号順に並べてピンク色フラットファイル(紙又はプラスチック製、2つ穴左綴じ、表書き不要)に綴じ、提出してください。

●提出する前に、チェック欄で書類の確認を行ってください。この用紙は、申請書類の一番前に綴じてください。

番号	書類名	様式	留意点等	チェック欄
1	測量・建設コンサルタント等競争入札参加申請総括表	市独自様式 (第1号様式)		
2	営業種目分類表	市独自様式 (第2号様式)	「その他」で申請する場合は、内容を記入すること	
3	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市独自様式 (第3号様式)	(総務省公表の標準様式1(共通様式)でも可)	
4	委任状	自由 (参考様式参照)	法人で、契約等に関する権限を支店長等に委任する場合のみ	
5	営業に関して法律上必要とされる登録、資格の証明書(写し可)			
6	測量等実績調書 (申請をする業種ごとに作成)	市独自様式 (第4号様式)	直前の事業年度の終了の日からさかのぼって2年間のもの(内容が準じていれば、他の様式でも可)	
7	過去10年間の公共施設の設計実績	市独自様式 (第5号様式)	建築関係建設コンサルタントで申請する場合のみ	
8	技術者一覧表	市独自様式 (第6号様式)	技術者が50名以上の場合は、「技術者経歴書」(第7号様式)のみで可(内容が準じていれば、他の様式でも可)	
9	技術者経歴書 (申請をする業種ごとに作成)	市独自様式 (第7号様式)	(内容が準じていれば、他の様式でも可)	
10	営業所一覧表	市独自様式 (第8号様式)	主たる営業所が、 本社のみであっても提出すること (内容が準じていれば、他の様式でも可)	
11	誓約書	市独自様式 (第11号様式)	法人で、 契約等に関する権限を支店長等に委任する場合も、本社・本店の代表者名で提出(押印不要)	
12	貸借対照表及び損益計算書(写し可)		直前1年の事業年度のもの	
13	商業登記簿の登記事項証明書 (写し可、発行から3か月以内)		インターネット上で登記情報を閲覧できるサービスを利用し、画面表示された情報を印刷したものについては不可	
14	代表者の身分証明書 (写し可、発行から3か月以内)		個人の場合のみ(本籍地の市町村で発行)	
15	納税証明書等 (写し可、発行から3か月以内)		○市内業者 個人・・・市税完納証明書+納税証明書(その3の2) 法人・・・市税完納証明書+納税証明書(その3の3) ※代表者の住所が富士宮市にある場合は、当該代表者の市税完納証明書	
			○上記以外の(市外)業者 個人・・・納税証明書(その3の2) 法人・・・納税証明書(その3の3)	
		《証明書発行先》 ・市税完納証明書・・・富士宮市役所1階収納課 ・納税証明書(その3の2)及び納税証明書(その3の3)・・・税務署(PDF形式の電子納税証明書(2次元バーコードが印字されているもの)を印刷したものは可。詳しくは国税庁e-Taxホームページ参照。)		
16	法人番号の写し		法人業者のみ 国税庁からの通知書の写し、または国税庁のホームページ(法人番号公表サイト)から印刷したもの	
17	返信用封筒(受付票返送用または不足・不備書類連絡送信用)		郵送で提出する場合のみ。長形3号サイズで、住所・名称を記入し84円切手を貼付してください。	

※登記事項証明書ほか各証明書は、発行日が申請しようとする日の前から3か月以内のものにしてください。

なお、浜松市の行政区再編に伴い住所(区名)が変更となる場合は、変更後の住所で申請してください。各証明書の住所が変更前のものである場合は、当市で読み替えて照合します。